

佐倉市男女平等参画審議会  
令和5年度 第4回会議 会議録

日 時：令和6年1月24日（水）午後1時15分から

会 場：1号館3階会議室

出席者：

<審議会委員>犬塚博委員、安藤豊明委員、土屋庄一郎委員、半谷恵美子委員  
遠藤恵子委員、高島史暁委員、田中百合江委員、齋藤ひろみ委員

<事務局>自治人権推進課 [課長、担当2名]、こども家庭課長  
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [3名]

次第等：

◆開 会

◆市長挨拶

◆議 題

(1) 第2回検討部会報告

(2) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理の総合評価について（報告）

◆その他

・佐倉市男女平等参画推進センター事業について

◆閉 会

---

午後1時13分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会、令和5年度第4回会議を開催します。

初めに、佐倉市長 西田三十五より、委嘱期間最後の審議会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

[市長挨拶]

## 【事務局】

これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づき、会長にお願いしたいと思えます。

## 【会長】

議事に入らせていただきます。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。本日の出席委員は8名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立していますことを、ご報告します。そして、会議録作成のため、事務局で録音をしていますこと、また、要約のかたちで会議録を作成することになっていますことをご了承ください。

それでは、議題（1）第2回検討部会報告について、佐倉市男女平等参画基本計画〈第4期〉検討部会、部会長、よろしくお願ひします。

## 【委員】

当検討部会に付託されました、佐倉市男女平等参画基本計画第4期の中間見直しについて、計2回の会議を開催し、検討しました。その結果を素案としてまとめましたので、ご報告させていただきます。

計画全体としては、これまでの進行状況を踏まえ、4つの基本目標と12の個別課題は変更せず、基本事業の中の具体的な事業内容の確認と指標の調整を主なものとしました。中間見直しのポイントは3つです。

1つ目、施策の方向④【性の多様性に関する理解の促進】を設定しました。新規事業は、No.12〈世の多様性に関する情報提供や講座等の実施〉、No.13〈市職員への性の多様性に関する研修等の実施〉、No.14〈性の多様性に配慮した行政サービス・手続〉の3点です。

昨今の情勢においては男女の平等だけでなく、あらゆる人が認められる社会づくりが進められています。それに伴い自治体レベルでも基本計画などに性の多様性に関する記載がなされ、理解を促進するような取り組みが増えてきています。いずれも、国、県で、力を入れて取り組んでいる事項であり、佐倉市でも、市民意識調査の結果や計画の進行状況を見ますと、その意識啓発が進んでいないところがございいます。検討部会では、男女平等参画社会を推進するには、積極的に取り組むべきことと考え、この3点を新規事業として第2章に盛り込みました。

2つ目、「計画の目標値」の更新をしました。第2期、第3期計画では10ヵ年計画のため中間年度で見直しを行っていました。しかし、今期計画は12ヵ年計画のため見直しの期間を修正する必要があり、検討部会で話し合った結果、4年ごとに見直しを実施し次期計画策定時期に合わせることとなりました。そのため目標値はR8年度とし、翌年9年度に見直しを行う予定です。また、各目標値の更新について、今まで通りの文言「増加」「減少」で更新を行うか、新たに数値目標を設定するのかについて話し合ったところ、現行のまま「増加」「減少」で継続することとなりました。

3つ目、基本事業ごとに設定している指標について、計画中期に向け、指標を整理及び新たに設定しました。計画策定から4年を経過したことで、指標が完了したものの、数値目標の変更が必要なものがあつたため、それらの調整を行いました。

以上、検討部会に付託されました案件につきまして、審査の概要と結果の報告です。

#### 【会長】

ただいま部会長からの報告を受けました内容につきまして、事務局からの補足説明をお願いします。

#### 【事務局】

部会長から報告がありました通り、第4期計画策定時に計画期間を12年間にし、市民意識調査の結果をもとに計画の見直しを行うとしたことから、今年度、その作業ということになりました。見直しということですので、計画の大きな変更はありませんが、第1章の計画の基本的な考え方は、策定時に作成した文章であることと、前計画からの変更点などが書かれているので、その部分は変更させていただいています。第2章の内容につきましても、大きく変更したところはありません。ただし、計画策定から4年間が経過していますので、事業自体が完了、または終了しているもの、所管課で新たな事業が始まっているもの等がありましたので、そういったところを修正、追加させていただきました。

第1章の計画の基本的内容の変更箇所です。1. 計画の見直しの趣旨ですが、もともとの文章が計画策定時に作成したものですので、こちらを変更し、国や県の動向、昨年度行いました市民意識調査の結果等を入れました。3. 計画の期間についても大きな変更はせず、前期4年間経過に伴う、国や県の動向、社会情勢等の文言

を追加しました。

続きまして、第2章の計画の内容について、庁内での組織改編に伴い、第4期計画策定時の所属から所属名が変更になりましたので、修正しました。また、策定時以降に所管課の記載ミス、欠番等が発見されましたのでその点についても修正しました。

続きまして、今までの計画からの事業または指標の内容変更等です。変更点の確認から行います。

事業No.1 <人権尊重についての広報・啓発>ですが、人権パンフレットの配布は国・県のもを配架しているため、市が主体となって実施している内容に文言を変更しました。

事業No.4 <人権尊重の視点に立った広報活動>ですが、近年の情報発信の手段は、広報紙だけではないため、情報発信の手段を「各種広報媒体」とし、さらに人権に配慮した表現という文言を追加しました。それら変更に伴い、指標も追加しました。

事業No.5 <ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施>ですが、調査の名称が変わったため職場環境調査から自己点検へ変更しました。

事業No.7 <市職員の行動規範の徹底と研修の実施>ですが、指標に新規所属長を追加しました。

続きまして、今回の見直しにあたり、新規事業を3つ設定しました。県でも多様性条例が制定され、佐倉市でも積極的に取り組むべきことと考え、この3点を新規事業として、第2章に盛り込みました。内容として1つ目、事業No.12 <性の多様性に関する情報提供や講座等の実施>ですが、性の多様性について理解を深めるため、市民等に対して情報提供や講座等の啓発を行います。2つ目、事業No.13 <市職員への性の多様性に関する研修等の実施>ですが、市職員が性の多様性について正しく理解し、当事者に寄り添った適切な対応・配慮が身に付くように研修等を実施します。3つ目、事業No.14 <性の多様性に配慮した行政サービス・手続>ですが、行政サービスや手続における性別情報の取得は、法的に義務付けられたものや事務の性質上必要であるものなどを除き行わないものとします。また、性別情報の取得が必要と判断した場合でも、性別欄の記載方法等を性の多様性に配慮したものとします。以上3つを新規事業として設定しました。

事業No.25 <配偶者等暴力加害者の自立支援の充実>ですが情報提供・同行援助の指標を追加しました。

事業No.30 <暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進>ですが、犯罪の抑止を目的として実施している市の事業として、防犯カメラ設置箇所数、青色点灯を装備した自動車による市内巡回を設定しました。

事業No.32 <女性に対する暴力を誘因する環境の改善>ですが、近年女性暴力を誘因する違反広告物が見受けられない状況であるため、事業を削除する予定でしたが、違反広告物除去の根拠がなくなってしまうことから今回指標のみ削除しました。

事業No.33 <男性が育児や介護に関する情報と学習会の提供>ですが、指標欄の文言を変更しました。また、母子保健課の指標として積極的に育児をしている父親の割合を新規に設け、佐倉市健康増進計画（3次）で掲げられている数値目標と合わせました。

事業No.41 <広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実>ですが、事業No.4同様に各種広報媒体という文言、また、指標の文言修正をしました。

事業No.68 <ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブの付与>ですが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律について、取り組みを実施していましたが記載をしていなかったため文言を追記しました。

事業No.87 <保育サービスの充実>の指標 ですが、保育士等への研修の実施から保育士等への資質向上のための研修のうち3回以上は人権に関する研修の実施へ変更しました。

事業No.97 <地域活動における女性リーダーの育成>ですが、女性へのエンパワーメント講座をリーダー養成講座に変更しました。

事業No.113 <妊娠・出産・子育て期における伴走型相談支援の充実>ですが、R4年度新規事業「出産・子育て応援事業」の実施に伴い、内容を変更しました。

事業No.114 <妊産婦への理解と協力>ですが、指標マタニティマークを使用したことのある母親の割合を設定し、事業No.33と同様に佐倉市健康増進計画（3次）で掲げられている数値目標と合わせました。

事業No.116 <育児・子育てについての相談支援体制の充実>ですが、来所・電話・訪問の新たな指標を設定しました。

事業No.126 <要配慮者の安全確保>ですが、LGBT等の標記をLGBTQ+

当事者に変更しました。これは昨年の3月に策定いたしました多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック内の表現に合わせたものになります。

事業No.132＜女性のための相談事業の充実＞ですが、こちら先ほどと同じくLGBTQ+当事者に変更しました。また、相談事業の内容についても「女性のための相談」及び「女性のための法律相談」を明記しました。

事業No.133＜学習会等の事業の充実＞ですが、政治・経済・社会の分野等を付け加えました。

事業No.137＜国・県と連携した施策の取り組みの推進＞、事業No.138＜国や県が実施する学習機会の提供＞、事業No.139＜情報の収集及び提供＞それぞれにおきまして指標を設定しました。

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】〔改訂版〕＜概要版＞を、こちらの冊子も一部文言を追加しました。

以上、今回の計画見直しのうち、大きく変更があった箇所をご説明しました。

#### 【会長】

それでは、市長からの諮問に対して、審議会から答申するにあたり、ただいま検討部会からご報告を受けました内容について、皆様のご意見をお伺います。

#### 【委員】

計画の令和4年度現状値を見て、愕然としました。ほとんどが悪くなっています。何が原因でこういう状況になるのかわからないのですが、何か考え方を違う方向から見えていかないと、単に計画を立てて推進するだけではなくて、別の何かあるのでないかと思います。もし何かその点について皆さんご意見あれば、お聞かせ願いたいのですが。

#### 【委員】

検討部会でも同じような意見ありました。1つは、男女平等に対する意識が高まったことによって、見方が厳しくなった。それが1つの要因ではないかという意見もありました。男女平等の意識が上がれば上がるほど見方が厳しくなる。だから数字は下がってしまう。本当に男女平等が進めば、また少しずつ上がるのではないかという論議はありました。

#### 【委員】

調査方法がインターネットで回答を回収していたので、何かしら回答者の層も、変わっている可能性も考えられます。東京オリンピック延期云々というときにツイッターでちょっとした政治家の発言などが大変盛り上がりやすい環境になったり、とある方の発言で女性が入ると会議が長くなるとか、ジェンダー平等の意識の高まりが厳しくなっているようであります。世論調査も見方が厳しくなっているようで、全体的な見方が厳しくなる傾向が考えられます。

**【会長】**

他にございますか。

[意見なし]

それでは、佐倉市男女平等参画基本計画第4期検討部会素案に、ただいまの意見を加えて当審議会の素案といたしたいと思えます。最終確認につきましては、事務局、私、部会長で行いたいと思えますが、ご一任いただけますでしょうか。

[異議なし]

続きまして、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】に関する答申について、事務局からの説明をお願いします。

**【事務局】**

第1回審議会が開催されました、令和5年5月29日に、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の見直しについて、市から諮問がありましたので、今度は、審議会からの答申を出すこととなります。先ほど決定しました計画の見直し案を答申資料として提出します。何か附帯意見等をいれるということであれば、この場でご意見をいただければと思えます。

**【会長】**

皆様いかがでしょうか。

**【委員】**

第4期策定の時に、事業の進捗・達成状況を的確に把握し、適切な評価を行うとともに、その結果や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行うなど、男女平等参画のさらなる推進のため、計画の実効性を高めることを要望いたします。ということで、今回男女平等について、皆さんからいろいろ意見・疑問もありました。特に私が注目しているのは性別役割分業に同感する人の割合が著しく下がってきていて、男女平等とは思えないという結果になっているので、男女平等

という認識がより高まるような取り組みを実施していただければと思います。という附帯意見というのはいかがでしょうかと思います。

【会長】

他にありますか。

[意見なし]

それでは、ただいま部会長からありました意見を付記いたしまして、市長に答申したいと思います。文面は、事務局、私、部会長にご一任いただくということよろしいでしょうか。

[異議なし]

では、ただいまの内容で市長に答申したいと思います。

続きまして、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理の総合評価について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

第3回審議会でご意見いただきました佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果に対する審議会の総合評価及び附帯意見について、会長と事務局で調整しました。

内容としましては、第3回審議会でご意見いただきました5つの重点事業に附帯意見を付けさせていただきました。また、全体意見として、新型コロナ5類へ移行したことに伴いさらなる効果的な事業の推進、そして評価シートの記載方法について記載させていただきました。追加で附帯意見等をいれるということであれば、この場でご意見をいただければと思います。

【会長】

皆様いかがでしょうか。

【委員】

審議会からの提言で、義務的に女性を登用することについて検討すると書いてあるんですけども、義務的っていいのかなど。内容的にそれは逆にちょっと問題があるような気がしますけど。積極的にとかのほうが。

【委員】

これはクォーター制のこと言っているのですよね。これは義務的なのですよね。女性を必ず何人とか、何%とかっていうのを制度的に盛り込むっていう考え方も検



討したらどうですかという意見ですよね。積極的にいとなるとまた変わってきます。

【委員】

それを義務的にやるのはどうなのという。

【委員】

そうですね。どうしても義務的と言われてしまうと、制度が云々よりも何かおかしい。

【委員】

クォーター制ならクォーター制っていう言葉を使えばいい。

【委員】

そうですね。その方が伝わると思います。

【委員】

これはこういう言い回しっていうのがあるのですか。

【事務局】

今回に関しましては前回の審議会でもいただいた言葉を使っています。

【委員】

ちょっと紛らわしいからクォーター制というふうにした方が一般的ですね。

【委員】

ジェンダー制について法律には確か文言がなく、ポジティブアクション（積極的格差是正措置）で執行力は少ないけど、男女平等参画推進条例にあったかと思えます。ポジティブアクションというまま入れるのか。

【会長】

その辺の文言を、もう少し事務局で考えていただくということでよろしいでしょうか。

[異議なし]

他にございますか。

[意見なし]

本日の議事は以上です。進行を事務局にお返しします。

【事務局】

続きまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者からご報告させていただきます。

[指定管理者挨拶]

[佐倉市男女平等参画推進センター事業報告]

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議は終了します。なお、本日の会議が、皆様の任期中の、最後の会議です。2年間にわたり委員をお勤めいただき、ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

---